

沖縄県福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

【道路・公園その他編】



はじめに

沖縄県には、恵まれた自然環境と高齢者や障害者にやさしく温かい風土があります。

そのような誇るべき自然環境や風土の中での交流やふれあいを通して、「心身に障害があっても、年をとっても、自らの意思で自由に行動し、社会に参加することのできる福祉のまちおきなわ」の実現を目指して、官民一体となって取り組んできました。

沖縄県が、平成9年に「沖縄県福祉のまちづくり条例」を制定したのは、その取組の一つです。このことにより、高齢者や障害者をはじめ多くの方が利用する公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、互いを理解し、ともに支え合う「心のバリアフリー」を進めてきました。以来、平成18年度末までの9年間で、社会福祉施設、医療施設、物品販売店舗など約1,200件の施設において協議が行われており、高齢者や障害者が利用しやすい施設が着実に増えている状況にあります。

一方、条例制定後は、少子高齢化の進展や障害者等の社会参加意識の高まり、「交通バリアフリー法」の制定や「ハートビル法」の改正等、福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢等も大きく変化しています。そのような変化を背景として、平成17年10月に条例を、昨年3月に条例施行規則を改正しました。

さらに、昨年12月に「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」が廃止され、新たに「バリアフリー法」が施行されたことから、条例に基づく整備基準と関係法令に基づく基準とを整合させて、より一層のバリアフリー化に取り組むため、今年3月に条例施行規則を再度見直しいたしました。

このマニュアルは、このような整備基準や目標となる基準、整備が望まれる事項、施設整備の際の参考となる事項を分かりやすく解説するとともに、あわせて高齢者や障害者特性を整理するものです。

県、市町村、事業者及び県民の皆様が福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、それぞれの立場で取組を進めていただく際に、このマニュアルが、整備基準の理解に資するだけでなく、常に高齢者や障害者の立場に立って、よりよい生活環境の整備に取り組まれる一助となることを願っております。

平成19年3月